

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	高野 政幸
登録番号又は法人番号	10140783
所属する単位会	群馬県行政書士会
事務所名称	こうの行政書士事務所
事務所所在地	群馬県太田市小舞木町 14 番地 1 若旅ビル 203
処分年月日	令和 7 年 1 2 月 1 6 日
処分内容（種類）	1 年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	被処分会員は、外国人の呼び寄せを希望している業者から直接依頼を受けることなく、また、依頼内容の詳細を当該業者に確認することもなく、仲介業者から言われるがまま、書類のやりとりのみを経て東京出入国在留管理局に申請を行った。そして、その結果、当該業者が希望する業務に従事させるために必要となる在留資格を有しない人物が招聘される結果を招いた。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	・行政書士法第 10 条 ・行政書士法施行規則第 9 条第 1 項 ・行政書士職務基本規則第 33 条